

尼崎市環境影響評価審議会規則

平成 17 年 3 月 30 日 尼崎市規則第 14 号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、尼崎市環境影響評価等に関する条例（平成 17 年尼崎市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 38 条第 6 項の規定に基づき、尼崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第 2 条 条例第 38 条第 3 項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員（第 2 条第 1 項の規定により置かれた臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第 3 条第 3 項、第 4 条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第 7 条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(運営の細目)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第 4 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(条例の施行に伴う経過措置)

3 条例付則第 2 項の規定の施行前に同項の規定による廃止前の尼崎市環境影響評価審議会条例（昭和 55 年尼崎市条例第 24 号）第 1 条の規定により置かれた尼崎市環境影響評価審議会（以下「旧審議会」という。）にされた諮問で同項の規定の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

4 旧審議会の調査審議事項のうち、尼崎市環境影響評価指導要綱（昭和 54 年尼崎市告示第 254 号）第 14 条第 2 項に定める事項については、同要綱が廃止されるまでの間、審議会の調査審議事項とする。